

閱覽用

平成29年 第2回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年2月2日

神崎市農業委員会

## 平成29年第2回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月2日(木) 午前9時00分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員12名

欠席委員 1名 (遅刻届1名)

傍聴者なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	欠
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

#### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 福田 委員                      9番 角田 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信              係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	15件
議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査について	5件
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	6件

### 5. 説明のため出席した職員

#### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

#### 【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

### 6. 会議の概要

#### 事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、大変お忙し中、総会に出席していただき、ありがとうございます。先月26日に Downing 三日月で開催された研修会お疲れ様でした。また、10時から合同会議となっておりますのでよろしくお願いします。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成29年第2回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

#### 会長（会長あいさつ）

改めまして、おはようございます。

NHKで放映されていましたが、神埼の「おくぞの よしこ」さん27歳の御嬢さんですが、百姓をしながら、モデルをやられているということで、非常に異色の兼業農家でございます、マスコミやテレビで取り上げられた訳でございます。元々、高校時代からモデルに非常に興味があって、卒業とともにファッションモデルをされておりましたが、それでは食っていけないということで、農業をされた訳でございます。

両親がアスパラをやっておられますので、百姓をしながらモデルをされているということで紹介されておりました。

自分がモデルとなって、商品のPRをホームページとか動画サイトに投稿して、ファンが2,300人程おられるそうでございます。

モデルと百姓の両立ということで、今までは、百姓は表に出てこなかったが、どうしても自分が農業の方もアピールしたい、ということで、今回テレビで自分は農業をやっている姿を投稿され訳であります。これまた好評で、ファンの方の声も寄せられております。

私、この方から、農業に新しい風を吹き込んでもらったような気がしており、今後も応援していきたいと思っているところであります。

それでは只今から、平成29年第2回神崎市農業委員会総会を開催いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は11名でございます。2番筒井委員より欠席届が提出されております。また、6番原委員より遅刻届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は8番「福田」委員と9番「角田」委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

## 議長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

## 議長

### 日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	15件
議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査について	5件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	6件

以上、4議案26件、報告第1号の6件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

## 議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(6番原委員入室)

(受付番号3番申請者入室)

## 議長

議案書の2ページをご覧ください。まず最初に、受付番号3番について審議いたします。事務局から説明させます。

## 事務局

### 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

議案書の2ページをご覧ください。

受付番号3番 申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇の畑68㎡です。

転用の目的は通路で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年3月1日、工事完了は平成29年3月10日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済みで、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図、計画図などを8ページと9ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と資金関係証明書、土地改良区との協議書類、埋蔵文化財の協議資料などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われまます。説明は以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いします。

**〇〇番 〇〇 委員**

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の「〇〇」推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われまますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

**議 長**

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

質疑もないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号3番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号4番 申請者入室)

## 議 長

次に、受付番号4番について審議いたします。

事務局から説明させます。

## 事務局

### 【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇の他、田5筆の2, 451㎡で、事業面積はこれと宅地1筆の合計2, 501㎡です。

転用の目的は条件付分譲住宅で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年3月30日、工事完了は平成32年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済みで、農地区分は、宅地化している集落に連たんした小規模の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図、計画図などを10ページと11ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と資金関係証明書、土地改良区との協議書類、埋蔵文化財の協議資料などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

## 〇〇番 〇〇 委員

### 【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号、受付番号4番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、私〇〇番の「〇〇」が意見を述べさせていただきます。

第1号議案の受付番号4番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮

して計画されたと思われまますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

**議 長**

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号4番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号1番 申請者入室)

**議 長**

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局から説明させます。

**事務局**

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番 申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇の田362㎡で、事業面積はこ

れと宅地1筆の合計368.03㎡です。

転用の目的は専用住宅の建築で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年2月15日、工事完了は平成29年7月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済みで、農地区分は、宅地化している集落に連たんした小規模の農地の区域内にある第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図、計画図などを4ページと5ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と資金関係証明書、土地改良区との協議書類、埋蔵文化財の協議資料などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

## 〇〇番 〇〇 委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

## 議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇の他、畑2筆の591㎡です。

転用の目的は太陽光発電施設で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人など、施設の用途や事業費については記載のとおりです。

転用着工は平成29年3月10日、工事完了は平成29年5月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転などで、農振除外は決定済みで、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図、計画図などを6ページと7ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と資金関係証明書、土地改良区との協議書類、埋蔵文化財の協議資料などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されて

いて特に問題はないと思われます。説明は以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

**〇〇番 〇〇 委員**

**【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】**

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

**議 長**

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

**議 長**

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番、受付番号2番について、一括して審議いたします。事務局から説明させます。

**事務局**

**【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】**

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請2件について説明します。

議案書3ページに記載しております、受付番号1番から2番について、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。

申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われまふ。以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようですので、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第3号関係)

## 議 長

別冊の議案第3号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

## 議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

## 農政水産課

### 【議案第3号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町、新規7件、再設定2件、計9件、内訳は田30筆 39,456 m<sup>2</sup>

千代田町、新規2件、再設定3件、計5件、内訳は田24筆 37,652.18 m<sup>2</sup>

脊振町、再設定1件、内訳は田2筆 3,100 m<sup>2</sup>

神崎市、合計15件、内訳は田56筆 80,208.18 m<sup>2</sup>となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

## 議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

## 議 長

農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号5番から受付番号7番については、私「森」が議事参与の制限を受けますので、退席となります。

その間の議事進行につきまして、神崎市農業委員会規程第4条の規定により、「その職務を代理する者として副会長を置く」となっております。

副会長の3番「服巻」委員を職務代理者に選任したいと思います。よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

## 議 長

ここで「服巻」委員に議長を交代し、退席します。

よろしく願いいたします。

(「森」議長、退席、退室)

## 職務代理者(3番 服巻 委員)

職務代理者として選任されました。よろしく願いします。

引き続き、会議を行います。

農用地利用集積計画、神埼町、新規分の議事参与に関する案件であります受付番号5番から受付番号7番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

## 農政水産課

【議案第3号、議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規5番から7番までの申し出について説明します。設定する内容は、田7筆12, 710㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目直しをお願いいたします。説明は以上です。

## 職務代理者

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 職務代理人

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 職務代理人

異議なしと認め、質疑を終了します。

## 職務代理人

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号5番から受付番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 職務代理人

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 職務代理人

1番 森 委員の入室を許可します。

これで、職務代理の職を解かしていただきます。

(「森」議長入室、着席)

## 議長

引き続き、農用地利用集積計画、神埼町、新規分、受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

## 農政水産課

### 【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして田25筆37, 180㎡となっております。1番、2番、4番の申し出につきましては、水稻の時期の期間借地となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

## 議長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番、受付番号2番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から2番までの申し出について説明します。設定する内容は、田5筆2, 276㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異なようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番から2番までの申し出について説明します。設定する内容は、田9筆25,670㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号3番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町再設定1番から3番までの申し出について説明します。設定する内容は、田15筆11,982.18㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの脊振町、再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆3，100㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

(農振除外申請関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号農振除外申請に伴う事前審査について審議しますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

議 長

農振除外申請に伴う事前審査、受付番号3番については、〇〇番「〇〇」委員が議事参与の制限を受けますので、退席を求めます。

(〇〇番 〇〇委員退席、退室)

議 長

それでは、議案第4号、農振除外申請に伴う事前審査、受付番号3番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、受付番号3番について、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平と申します。よろしくお願いいたします。

議案第4号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をご覧ください。

受付番号3番の議事参与の制限を受ける案件につきまして、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

3番、地区は神埼町〇〇地内、変更理由として、農家用住宅建設となっており、畑2筆、面積456㎡となっております。なお、申請人、申請地番、関係資料、図面は記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、農振除外申請に伴う事前審査、受付番号3番については、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

〇〇番「〇〇」委員の入室を許可します。

(〇〇番 〇〇委員入室、着席)

議 長

それでは、議案第4号、受付番号1番、受付番号2番、受付番号4番、受付番号5番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、受付番号3番について、議案書を基に朗読後、説明】

次に受付番号1番、2番、4番、5番につきまして、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

1番、脊振町〇〇地内、変更理由として植林です。

地目、田2筆、面積2, 422㎡となっております。

2番、神埼町〇〇地内、変更理由として分家住宅及び車庫建設です。

地目、畑1筆、面積92㎡となっております。

4番、神埼町〇〇地内の変更理由として農家住宅建設及び侵入道路です。

地目、畑1筆142㎡となっております。

5番、千代田町〇〇地内、変更理由として工場建設です。

地目、田5筆、面積2, 125㎡となっております。

申請につきましては、土地所有者5名となっておりますが、土地の造成から建物建設まで一括して施行されることから、事業施行者を申請者としております。

なお、申請人、申請地番、資料、関係図面については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

神崎市農振除外申請についての説明は以上です。

**議 長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、議案第4号、農振除外申請に伴う事前審査、受付番号1番他3件については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしということですので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することいたします。

**議 長**

以上で議案第4号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

**議 長**

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページの受付番号1番から2ページの受付番号6番までについて、事務局から報告させます。

**事務局**

**【報告第1号、受付番号1番から6番の報告書を基に朗読後、説明】**

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから2ページに記載しております、受付番号1番から6番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。以上です。

**議 長**

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

**議 長**

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

**議 長**

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。  
これもちまして、平成29年第2回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご審議ありがとうございました。